

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン

注: 本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
牧之原市	相良地区	令和4年3月1日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	241.1 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	188.1 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	80.2 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	26.8 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	- ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	11.0 ha
(備考)	

注1: ③の「70才以上」には、地域の实情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2: ④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

本地区は、行政施設や文教施設がある市街地に隣接する地域である。主に須々木地域を中心に海岸砂地の畑や台地上の茶畑等の農地が広がっているほか、一部では養豚などの畜産も盛んにおこなわれている。

市境・JA境・農林事務所境を有する地域であるため、双方の入作が混在しており、効率的・効果的な営農を進めるための政策調整が難しい状況にある。また、用途別に摘採時期が異なるため、ドリフトについても課題となっている。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- 隣接する行政、JA、農林事務所、それぞれの中心経営体による話合いの場を設け、可能な部分から農地の集積・集約を推進する。
- 茶畑においては、集約・集積に意欲的な担い手も多く、基盤整備事業も含めて中心経営体を中心に集約を進める。
- 海岸砂地では、農地の荒廃を抑制するとともに、茶との複合経営を行うため作期の異なる作物を選定し、中心経営体への集約を進める。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の实情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

【農地中間管理機構の活用方針】

経営の拡大を図る中心経営体の認定農業者や法人に対し、農地中間管理機構を活用して、農地の流動化を促進する。

将来的に中心経営体が営農継続が困難になった場合には、農地が荒廃化する前に農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への貸し替えを進めていく。

【基盤整備への取組方針】

台地上の茶園では、基盤整備を念頭に農地集積・集約化の検討がされている。農業の生産効率の向上を図るため、中心経営体への農地集積・集約化による茶畑の大区画化等を検討していく。

【鳥獣被害防止対策の取組方針】

有害鳥獣被害が少ない地区であるが、隣接地区では被害が拡大している。今後、被害が増加する場合は、国や市の補助制度を活用し、電気柵設置などの防除に努める。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農		養豚	57 a	養豚	57 a	相良
認農		茶	296 a	茶	326 a	相良
認農		茶・いちじく	130 a	茶・いちじく	156 a	相良
認農		茶	310 a	茶	372 a	相良
認農		茶	162 a	茶	178 a	相良
認農		茶・大根ほか	1,000 a	茶・大根ほか	1,200 a	相良
認農		茶・白ネギ	732 a	茶・白ネギ	805 a	相良
認農		養豚・茶	65 a	養豚・茶	65 a	相良
認農法		茶・大根ほか	331 a	茶・大根ほか	364 a	相良
認農法		茶・大根	1,486 a	茶・大根	1,783 a	相良
認農法		茶・白ネギ	1,060 a	茶・白ネギ	1,166 a	相良
認農法		茶・甘藷・大根	61 a	茶・甘藷・大根	67 a	相良
認農法		茶	80 a	茶	96 a	相良
認農		茶・芽キャベツ	55 a	茶・芽キャベツ	61 a	相良
到達		茶・大根	985 a	茶・大根	1,182 a	相良
到達		茶・養豚	272 a	茶・養豚	299 a	相良
到達		茶	68 a	茶	75 a	相良
到達		茶	289 a	茶	289 a	相良
到達		茶	353 a	茶	353 a	相良
到達		茶	254 a	茶	254 a	相良
到達		茶	123 a	茶	123 a	相良
到達		アスパラ	176 a	アスパラ	176 a	相良
到達		茶、大根	302 a	茶、大根	302 a	相良
計	23人		8,647 a		9,749 a	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。